

# 地租改正地引絵図からみた添下郡池之内村の地割

土 平 博\*

Land division of the village on the land register map

Hiroshi TSUCHIHIRA

## 要 旨

奈良大学総合研究所所報第17号および第20号では、税務大学校租税史料室に所蔵される奈良県の地租改正地引絵図について所蔵状況を確認した成果をまとめた。本稿では、地租改正地引絵図に描かれた地割から廃池となった溜池の範囲が判読できる例を示したい。その池の跡と想定できる範囲は江戸時代に一村となり、現地では今も土手の一部が痕跡として残されている。ここでは、先行研究をふまえて廃池場所の現状を報告したい。

【キーワード】地籍図、ため池、地割

## I はじめに

奈良盆地の村落景観は1960年代以降都市化の影響を大きく受けて変容した。奈良盆地一帯でみられた集村、条里地割、ため池がひとまとまりとなった独特の村落景観は、休耕地の増加、農地から工業・商業用地や宅地等への転用、道路の新設や拡張、河川や水路の改修などによって次第に失われていった。

かつての景観を復原するための資料として明治期に作成された地籍関係の図が有用であることは、これまでの歴史地理学で報告されてきた数々の研究成果により裏付けられてきている。明治期に作成された地籍関係の地図は、壬申地券地引絵図、地租改正地引絵図、更正地図、地籍編制地籍地図の4種があるが<sup>1)</sup>、これらを総称して明治期の地籍図と呼ばれている。なかでも地租改正地引絵図は、地目ごとに色分けされており、当時の土地利用を推定することができる貴重な資料のひとつといえよう。ただし、この地目は課税対象のために設定された地目であることから、実際の土地利用と異なった可能性があることをふまえておかねばならない。さらに、描かれた地筆界に歪があることも理解しておかねばならない。

地籍図には土地の起伏が反映されていないため、土地の相対的な高低差を読み取ることができない。したがって、それらを知るには地形図等を用いて判読する作業や、現地で確認調査を行う

など、補足しなければならない。

平成23年度までに税務大学校租税史料室所蔵の奈良県内に関する地租改正地引絵図について調査をおこなって成果をまとめた<sup>2)</sup>。この調査は所蔵資料の確認と撮影による記録保存が主たる目的であった。本報告は地籍図に関する先行研究<sup>3)</sup>に寄り添いながら、地租改正地引絵図から奈良盆地の村落における特徴的な地割を判読し、現在においてもその一部が残されている事例を報告することが目的である。そのために大和国添下郡池之内村（現奈良県大和郡山市池之内町）をとりあげることとする。この村名は村域と池との関係が深いことを示しているかのようである。

## Ⅱ 池之内村の地域概観

### （1）池之内村の変遷

事例としてとりあげる池之内村は添下郡に属していて、明治22（1889）年の町村制施行を受けて同郡片桐村のうち大字池内村となった（図1）。片桐村は同29（1896）年には郡名変更により生駒郡片桐村となった（図2）。昭和25年には町制施行により片桐町となり、昭和32（1957）年同町は大和郡山市に編入され、現在では同市池之内町となっている。明治前期の池之内村の範囲は現在の大和郡山市池之内町の範囲とほぼ変わらず現在に至っている。ただし、隣村との境界は一部変更がみられる。池之内村および隣村の村落景観が大きく変化した契機は、大和中央道の敷設である。大和中央道の工事は、奈良盆地一帯に新興住宅地が広がっていった時期よりも後のことになる。池之内町には大和中央道の工事がはじまるまでかつての農村景観が残されていた。図3は池之内町の現況を示している。町域の中央部に南北に貫く道路が大和中央道である。農村景観は大きく変容したとはいえ、とくに同道路の東側は旧集落と耕地が広がったかつての農村景観を今もとどめている。

### （2）『大和国町村誌集』に記載された池之内村

明治期の池之内村の概観を知るために『大和国町村誌集』<sup>4)</sup>による記述をみてみたい。池之内村は明治22年の合併により、小泉村、西田中村、万願寺村、田中村、小南村、豊浦村、南井村、小林村、西村とともに明治行政村の片桐村を構成する一地区（大字）となった。『大和国町村誌集』では、明治22年以降の行政村を挙げているために「片桐村池之内」と記載され、池之内は大字の扱いになっている。その池之内の記述は以下のとおりである。

「幅員東西七町二十間南北七町二十間 税地田三十六町三畝六歩、畑九反九畝九歩 宅地二町四反八畝六歩 総計三十九町五反二十一步 貢租地租金七百九十九円圓九十九銭一厘 国税金五圓 地方税金九十二圓三十三銭七厘 総計金八百九十七圓三十二銭八厘 戸数本籍四十七戸 口数合計二百十一人 内男百十七人 女百四人 牛数牡牛六頭 牝牛五頭 河渠溝一ヶ所 古池 新池 国分街道 神社八幡神社 寺院西方寺 徳蔵寺 小学校 物産米三百八十石 麦四十二石 菜種七十一石 粟八斗二升 蕪一石 茶百斤 戸長堀内拾蔵」

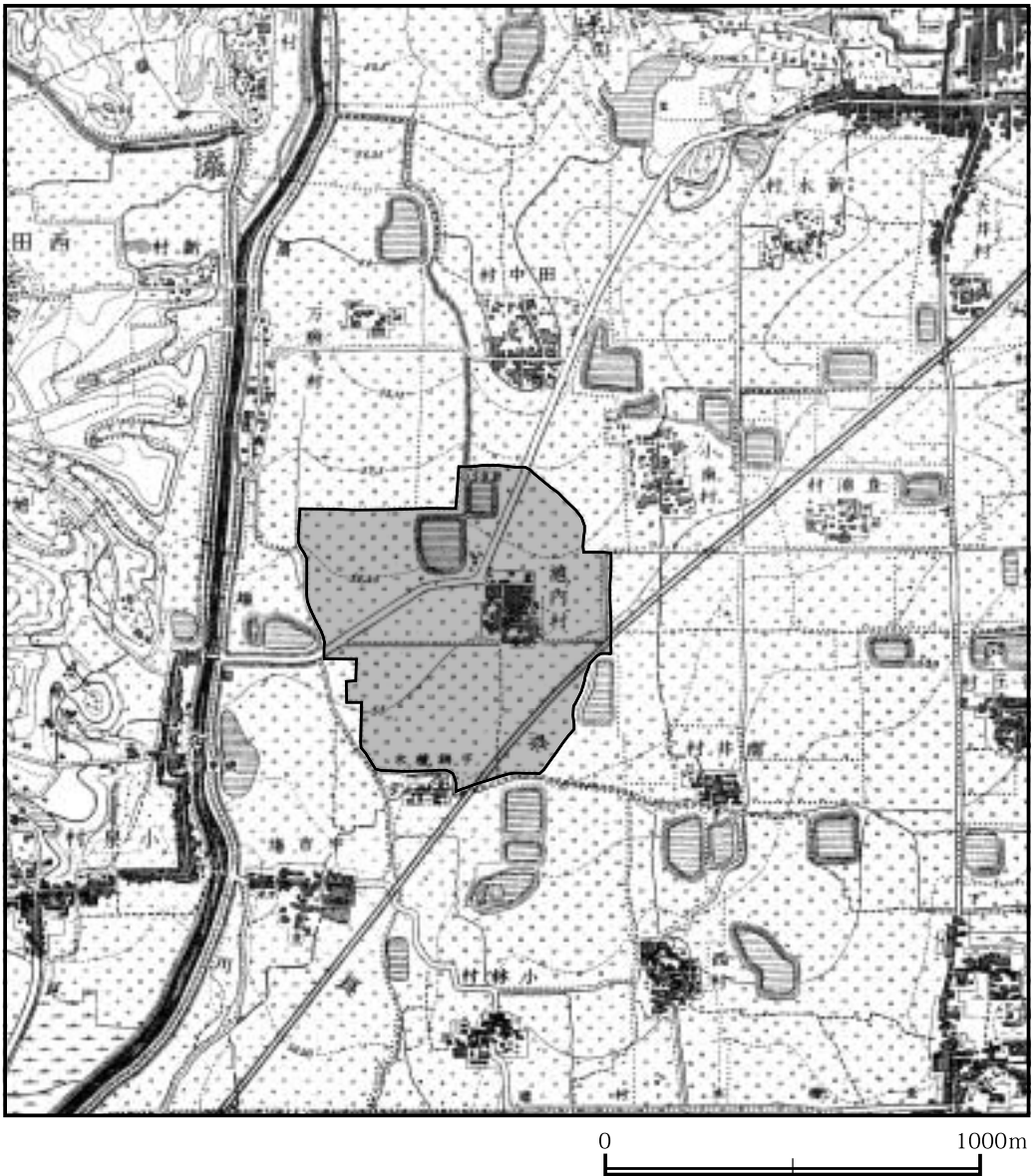


図1 仮製二万分一地形図における池之内村

資料) 陸地測量部仮製二万分一地形図「郡山」(明治18年測図)。池之内村の範囲を加筆。

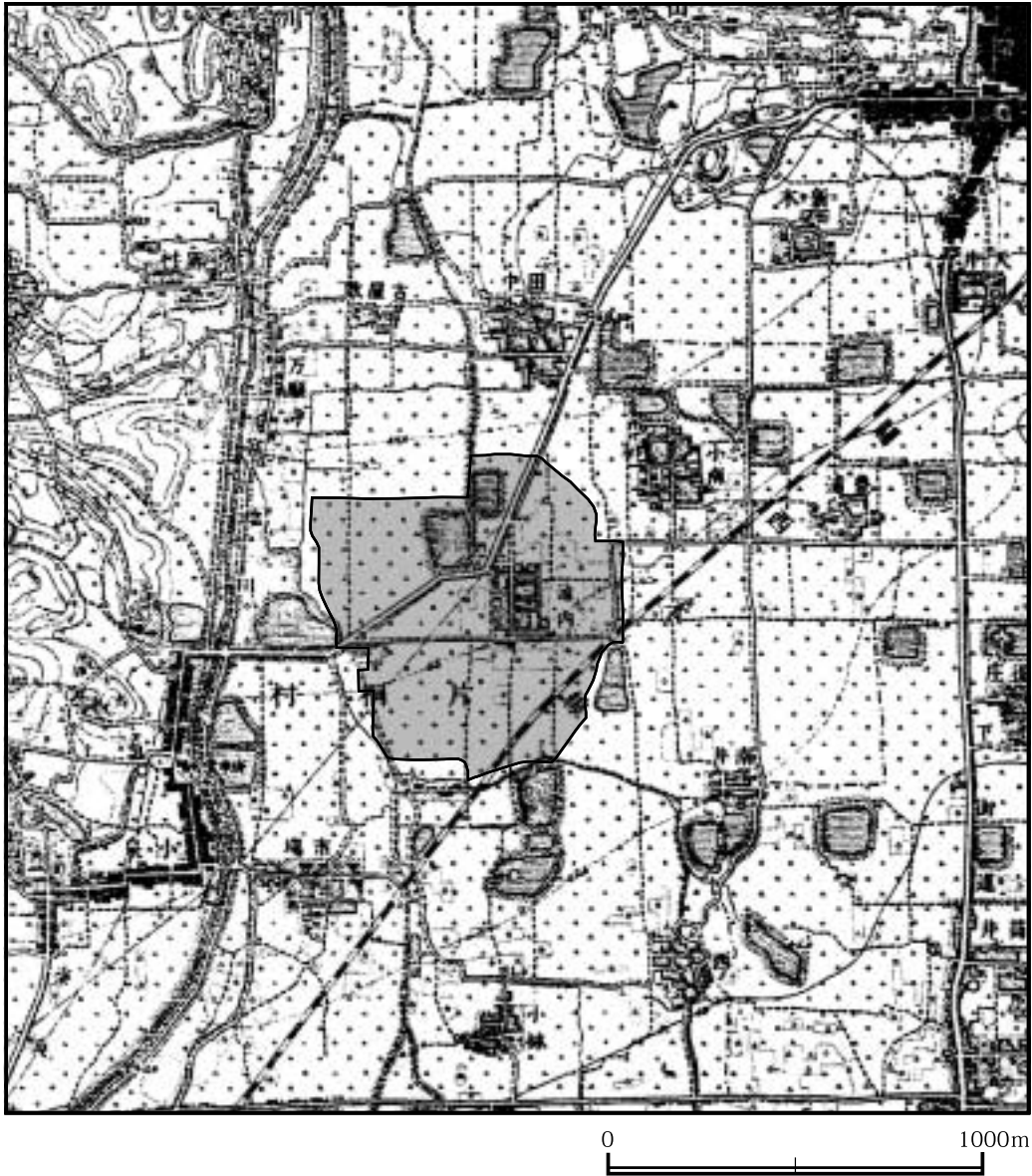


図2 正式二万分一地形図における片桐村大字池内

資料) 陸地測量部正式二万分一地形図「郡山」(明治41年測図)。仮製二万分一地形図「郡山」上の大字池内の村界および範囲を加筆。

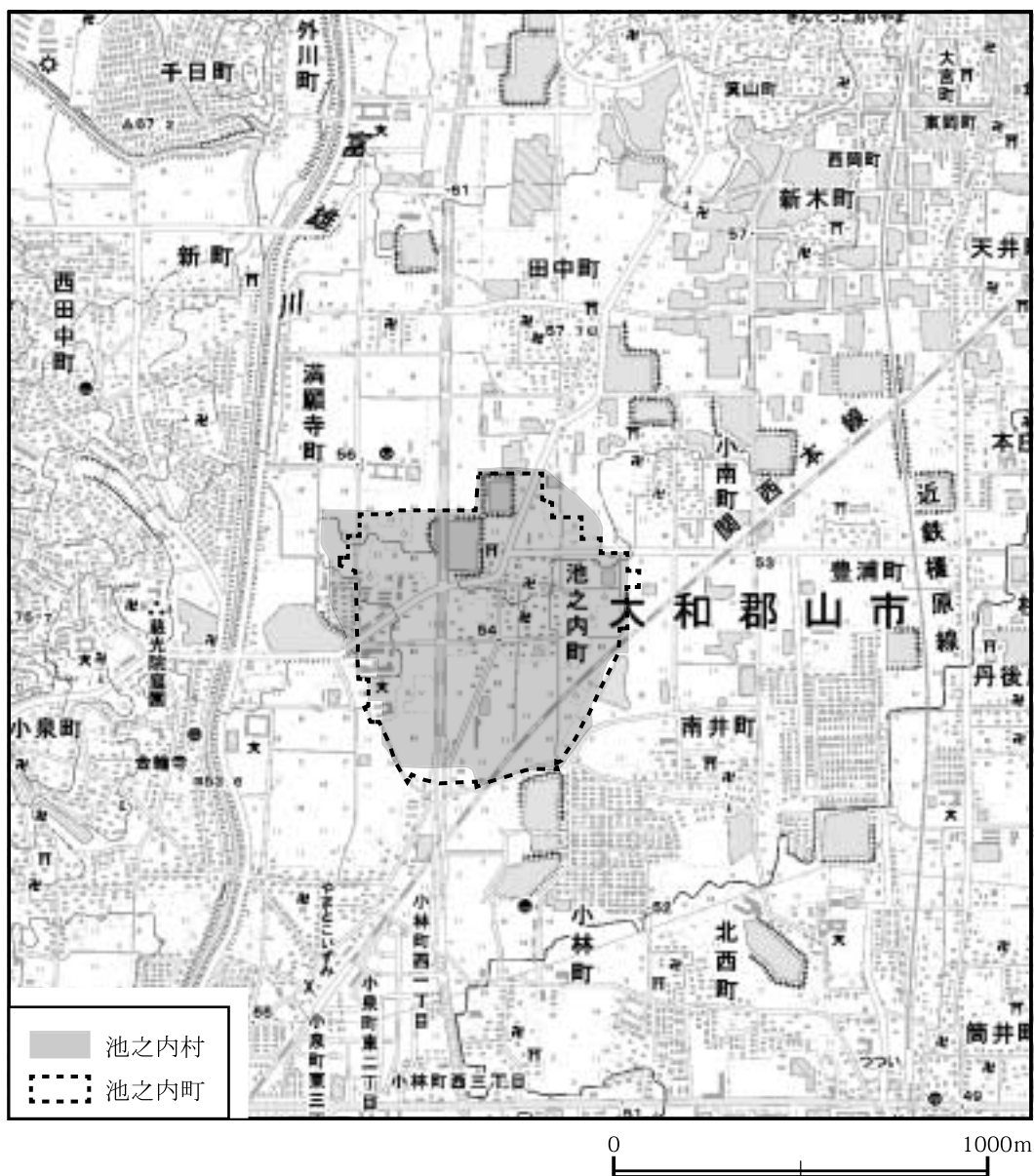


図3 数値地図25000地図画像による池之内町

資料) 国土地理院発行数値地図25000地図画像「京都及大阪」のうち「大和郡山」。仮製二万分一地形図「郡山」上の池之内村の村界および現大和郡山市池之内町の町界を加筆。

さて『大和国町村誌集』の記述によると、村幅は東西および南北とも7町20間（約792m）と記載され、この数字から判断するとほぼ正方形の村域をもっていたかのように思われる。しかし、現在の池之内町域はそうになっていない。同町の東から南、そして南から西にかけて楕円を描く町界となっており、その一方、北側に直線的な町界がみられる。この池之内村界（現池之内町界）についてはⅢでふれることにする。

同誌集に記載される税地の総面積は39町5反であり、地目別面積を百分率で算出してみると、田地91.2%、畑地2.5%、宅地6.3%となる。片桐村池之内の田地率は高いといえよう。全体の宅地面積割合は6.3%にすぎず、集落部の戸数は47戸、人口は211人（内、男117人・女104人）である。ただし、集落名が記載されていないために、集落数やその構成を詳細に知ることはできない。

「河渠溝一ヶ所」の記述は、特に記載するに値する用水路があったことを示している。また、「古池」、「新池」の記載がみられることから、明治前期に池が2つあったことがわかる。

道路に関する記述もみられる。池ノ内集落北西部に位置し、郡山から小泉・龍田へ向かう道路を国分街道と記載しているが、この道路は奈良盆地北西部において主要な道路のひとつであった。この道路は現県道9号大和郡山斑鳩線に相当する。

神社では八幡神社、寺院では西方寺と徳蔵寺があげられており、現地確認から前者は集落北西端に位置し、後者2寺は集落内に現存することが確認できた。

教育施設として小学校の記述があるが、これは明治5年西方寺を仮用して明道舎が開設され、明治9年池之内小学校と改称した<sup>5)</sup>ものが記載されている。現在、この小学校は現存しない。

物産は米380石で土地利用の田地率が高いという点からも米が主たる産物といえるが、ほかにも麦、菜種、粟、茶の記載がみられる。

以上、『大和国町村誌集』から明治前期の池之内村の村幅、地目別面積割合、戸数・人口、池・用水、道路、社寺、教育施設、産物の記載によって村勢を知ることができたが、これらの情報だけでは空間構成を理解することができない。そこでⅢでは地租改正地引絵図を読み取りながら、村内の集落、耕地、池・用水などの空間配置を考えていきたい。

### Ⅲ 地租改正地引絵図に描かれた池之内村

#### (1) 「地租改正地引絵図池之内村」

税務大学校租税史料室所蔵の地租改正地引絵図の一群には添下郡池之内村の図が含まれている（図4）<sup>6)</sup>。この図の図題は「大和国第二大区二小区添下郡池之内村」で、年号は「明治13歳8月」と記されている。奈良県下での地租改正による調査後、明治9年に奈良県が堺県に編入されたために堺県下でこの図が作成された。この図には縮尺「大凡以三厘為壹間」とあることから、約1000分の1である。凡例は、田（黄色）、畑（茶色）、宅地（桃色）、社寺（赤色）、池・溝（青色）、堤（緑色）、道（赤色）である。この図の主題は地租に関する税対象地を描くことと、その対象となる地目を表現することであり、そのため凡例にある田地、畑地、宅地の3種は重要な構成要素となっている。

地租改正地引絵図に描かれた池之内村は、村域全体に黄色部分の面積割合が大きく、『大和国



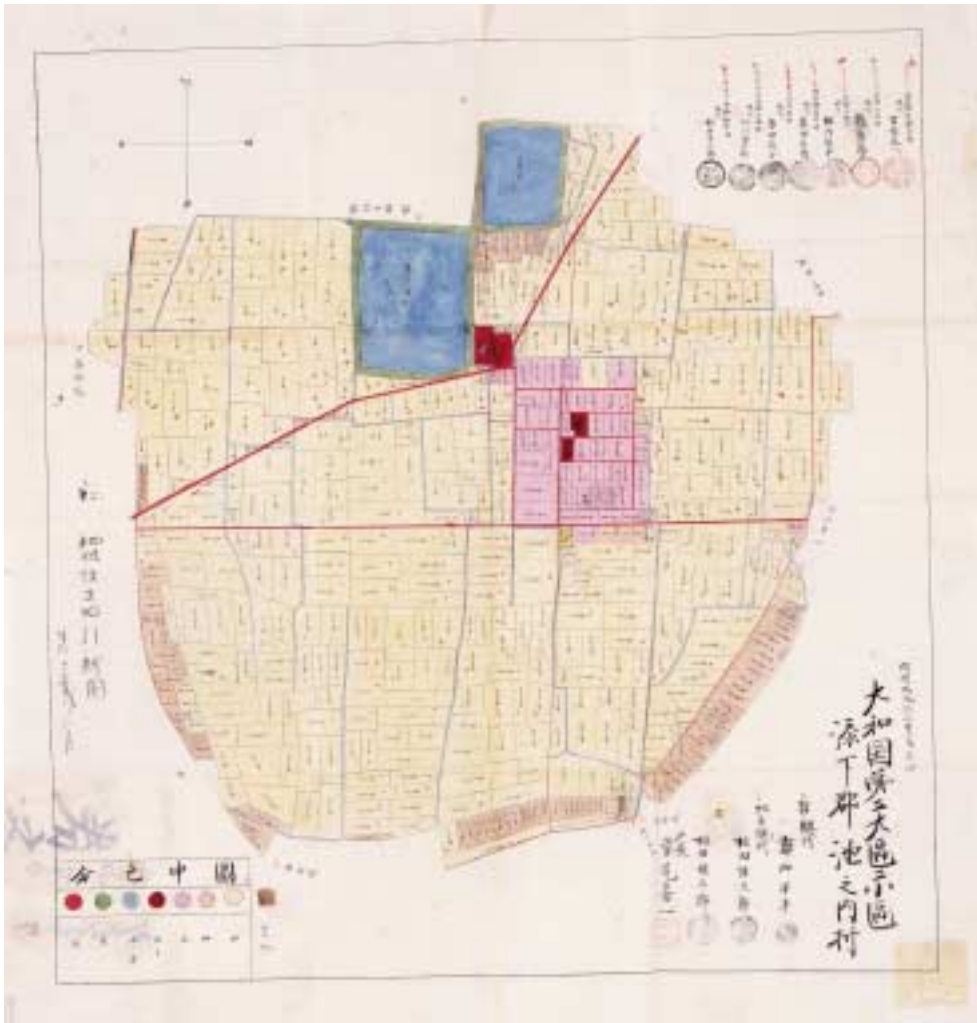


図4 地租改正地引絵図「池之内村」

資料) 税務大学校租税史料室所蔵

町村誌集』の記載から得られた田地率の高さが可視化されていてとてもわかりやすい。中央よりもやや北東側に朱色で集落が表現され、集落中央に赤褐色で寺院2箇所、集落の北西に神社1箇所が描かれている。村域の北端には2箇所の池「古池」と「新池」が記される。集落から隣村に繋がる道路は2本であり、北東から西へ抜ける道路と集落南辺を通過する東西の道路である。前者は北東が大和郡山、西は小泉・龍田といったかつての城下へ至る道路であった。後者は、東方向へ豊浦村域を通過し、郡山から筒井へ至る南北の下街道へ接続する一方で、西方向は隣村の小泉村境付近で前者の道路に接続する。同誌集には前者を国分街道としているが、後者の名称については記載がなかった。地租改正地引絵図では前者の道路が太く、それに比して後者が細く描かれており、図1や図2の陸地測量部測図による地形図でもその差を明確にしていることがわかる。なお、地租改正地引絵図において道路は実幅を表現しておらず、道路幅の違いは村内において重要度の違いを相対的に表現しているにすぎない。

池之内村で注視したい点は、前述のとおり東、南、西側の楕円曲線の村界である。村界に沿って一定の幅でみられる地割と土地利用が特徴的である。奈良盆地の底部の村落境界は条里地割の影響を受けて直線的な境界線をなすことが多い。ところが、この点ではこの池之内村と南隣する村との境界線は特異と言わざるを得ない。

この図から土地の筆数を読み取ると、田地418筆、畑地103筆、宅地56筆、社寺3筆、池2筆、合計93筆である。畑地の大部分はこの楕円状の村界に沿って存在する。

## (2) 半楕円形の畑地

池之内村の東から南、南から西にかけて半楕円形をなした村界とそれに沿った一定幅をもった地割の地目は畑地である。空中写真で確認すると、その一部が残されていることがわかる(図5)。地租改正地引絵図に描かれた畑地の地目はほぼその土地利用を反映しているといえよう。また、現地を確認すると畑地部分は周辺の田地よりも50m～1m程度の高まりとなっている(図6)。つまり、当時、水田耕作には不向きな状況下で、この帯状部分を畑地に利用していたのであろう。それが現在に引き継がれている。

八尾<sup>7)</sup>ならび宮本<sup>8)</sup>の先行研究をふまえると、この楕円の村界に沿って帯状に展開する畑地は池の堤防であった。それはこの村の名称とも関係が深い。これが池の堤防であったとすると、かつての広大な池が存在したことを理解しなければならない。現在の池之内村全体が池であったとすると、その規模は60万㎡程度の面積になり、近世初期ならびに後期に各地で築造されたため池よりもはるかに大きいことになる。これは『日本書記』垂仁天皇35年条に記載されている迹見池があったと伝えられている場所で、「池之内」という地名自体がそのような歴史を物語っているという<sup>9)</sup>。その範囲は東西700m、南北800mに相当する。この池跡とみなされる池之内が迹見池であったという確定的な議論は避けるとしても、この半楕円形の堤が水を請ける役割を果たしていたことはほぼ間違いないであろう。このため池の灌漑範囲や方法についてはすでに報告があるのでここでは割愛する<sup>10)</sup>。

廢池後、その堤防上が畑地として利用されてきた。池之内村は村名通りかつての池の内側に成立した村落である。そして、池跡一帯が耕地に転用され、村落が形成されたのち検地によって村





図5 大和郡山市池之内の空中写真

資料) 国土地理院空中写真CKK-2008-3 C22-19

注) 図内の番号は図6の写真番号を示す。



①



②



③



④



⑤



⑥

図6 大和郡山市池之内町の現況

注) 写真①、⑤、⑥は2006年撮影、②、③、④は2013年撮影。撮影場所は図5に示した。

域が確定されていたのであろう。検地以前に集落と耕地はひとつのまとまりとして領域が形成されたと考えたい。

現存する古池や新池は、少なくとも池の跡地に村落が形成された後に築造されたとみられ、村内の広大な田地の灌漑用として利用された。

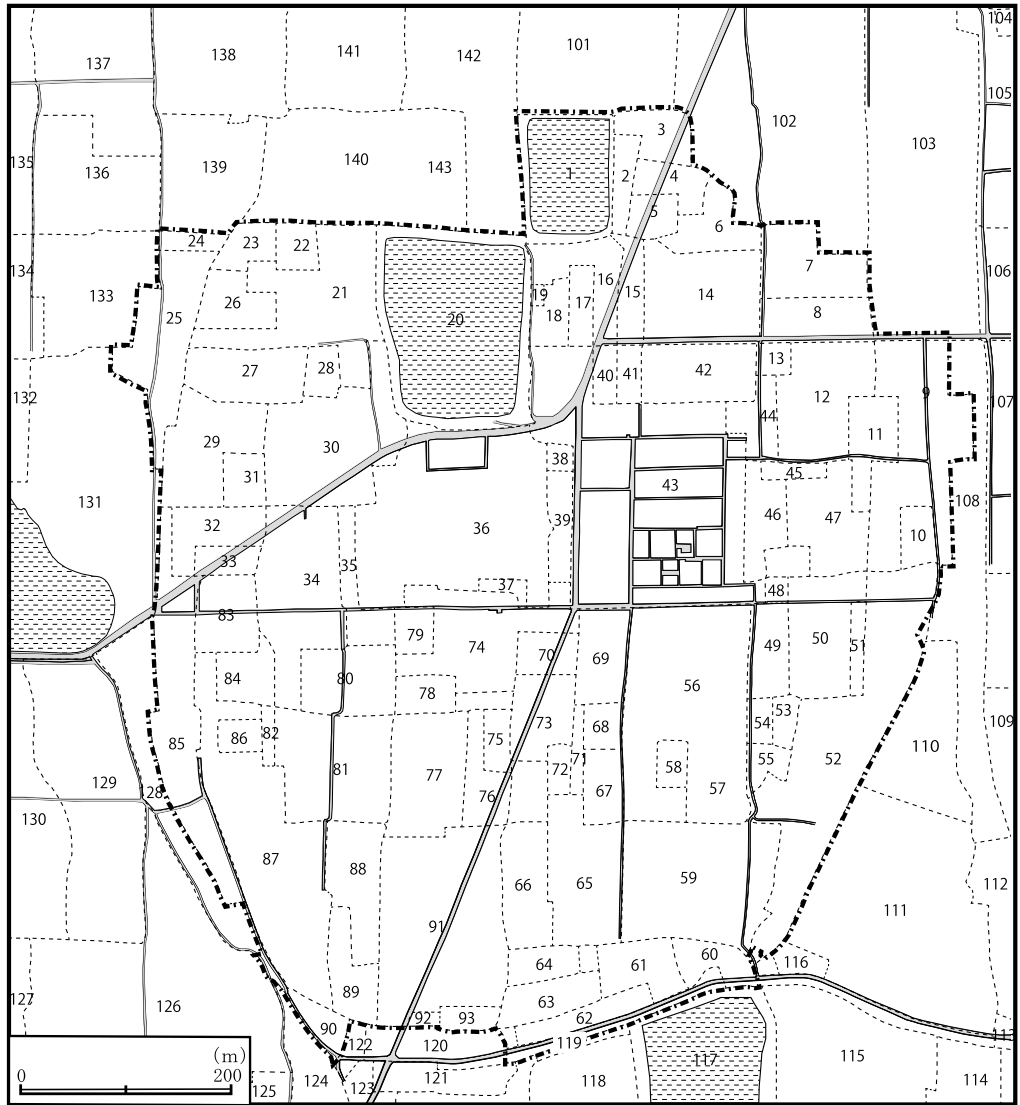
### (3) 小字名

地租改正地引絵図には小字名が記されていない。小字名はマイクロな範囲の土地利用や歴史的な背景を知ることができる重要な地理的情報である。そこで、『大和国条里復原図』から小字界と小字名を読み取り、池之内村の小字名を示した(図7)。村の南側の「南堤畑」(図内番号62)、村の西側の「西堤」(図内番号85)は、かつての池の堤が想定できる小字名であるほか、「南堤畑」の北側にある「岸本」(図内番号63)、「樋本」(図内番号59)も池との関連をつけて考えることができる小字名である。池の北西側では村内にある「池田」(図内番号27)、隣接村の小泉村側に「ロウ堤」(図内番号139)がみられる。

近接する豊浦村・小泉村では条里地割が残されていて、小字界は条里の区画線を踏襲しているようにみえるが、池之内村ではさらに細分化されており、南側ではすでに指摘したように条里の区画線と異なる小字界がみられる。

## Ⅳ むすびに

地租改正地引絵図から明治期の村域ならびに地目を把握するにとどまらず、地割から明治期を遡った土地利用などが推定できる一例を示した。池之内村の堤防跡とみられる地割は、奈良盆地の巨大な池の存在を示しており、その池が存在したときの農地と灌漑のシステムを考える第一歩になる。また、現大和郡山市池之内町では現地に残された土地の形状が大きな改変もなく今に至っている。現況の記録を残しておくことが必要であろう。



池之内村域

- 1:新池 2:新池尻 3:出口 4:北野 5:久保 6:櫻木 7:宮ノ東 8:石橋 9:東海道 10:八反田 11:脇田  
 12:中庄 13:水田神 14:宮ノ前 15:カド 16:有教寺 17:北口 18:堂後 19:砂入 20:古池 21:良ノ坪 22:乾角  
 23:大田 24:牛ハギ 25:水戸 26:ヘカ田 27:池田 28:キト田 29:中川 30:西ノ口 31:古井戸 32:大水戸 33:  
 白田 34:西門 35:垣添 36:古屋敷 37:羽織 38:堂山 39:的場 40:堂ノ東 41:北口 42:堂ノ東 43:古屋敷 44:  
 榎本 45:念仏田 46:十ソウ 47:八反田 48:十ソウ 49:横枕 50:筋カイ 51:溝畑 52:市寺 53:箸上り 54:田中  
 田 55:扇子田 56:砂子 57:島田 58:砂子下 59:樋本 60:野神 61:溝内 62:南堤畑 63:岸本 64:長角 65:サ  
 クラ 66:法角 67:川畑 68:四ツ折畑 69:河原作 70:稲葉 71:ハク口田 72:溝尻 73:角田 74:南口 75:近項田  
 76:溝尻 77:荒田坪 78:コヘ田 79:水神 80:丸畝町 81:キリヤ 82:畑廻り 83:狐塚 84:松山 85:西堤 86:西  
 畑ケ 87:来光 88:キロ 89:木ノ下 90:茶屋後 91:キロ田 92:キロ畑 93:古宅前

池之内村の隣村域

- 101:佐張 102:柏ノ本 103:竹田 104:助治郎屋敷 105:西垣内 106:馬場西 107:六ノ坪 108:ハサマ 109:八反田  
 110:御坊池 111:西野 112:西野 113:西野 114:ヤキレ 115:北野 116:三寸 117:上池 118:西出 119:長田  
 120:古宅 121:南垣内 122:西垣内 123:北垣内 124:歩丁 125:堀廻り 126:中垣内 127:四段長 128:岸本 129:  
 荒巻 130:蓮池 131:水戸 132:七田 133:脇田 135:金ヤケ 136:九ノ坪 137:下堂前 138:四ノ坪 139:口ウ堤  
 140:森屋坪 141:黒田 142:一丁田第二 143:森屋坪

図7 旧池之内村域と小字名

注記) ベースマップは奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』に基づく。

## 注

- 1) ①佐藤甚次郎（1986）『明治期作成の地籍図』古今書院、②佐藤甚次郎(1996)『公図－読図の基礎－』古今書院。
- 2) ①土平博（2009）「税務大学校租税史料室「大和国地租改正地引絵図」の作成と移管の経緯」総合研究所所報第17号、奈良大学総合研究所。②土平博（2011）「明治前・中期の奈良県添上郡辰市村の村落景観：仮製二万分一地形図と地租改正地引絵図の対比から」総合研究所所報第19号、17- 31頁。③土平博（2012）「税務大学校租税史料室「大和国地租改正地引絵図」の追加調査」総合研究所所報第24号、奈良大学総合研究所。
- 3) ①八尾博之（1986）「奈良盆地における埋没条里の研究」奈良地理学会発表要旨、②八尾博之（2000）「大和郡山・矢田丘陵」（奈良地理学会編『大和を歩く』所収）109頁。③宮本誠（1994）『奈良盆地の水土史』農山漁村文化協会。
- 4) 川井景一編（1891）『大和国町村誌集』愛国社。
- 5) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編（1990）『角川地名大辞典29 奈良県』角川書店、123頁。
- 6) 前掲3) ①、②。
- 7) 前掲3) ③。
- 8) 前掲3) ③。
- 9) 前掲3) ③。
- 10) 前掲3) ③。